

2004年3月11日

鳥取県知事

片山 善博 殿

日本共産党鳥取県委員会

委員長 小村 勝洋

高病原性インフルエンザ対策の確立についての申し入れ

1、一月から山口県、大分県、京都府、兵庫県と感染を広げた高病原性インフルエンザは、京都府丹波町の養鶏業者から感染鶏一万五千羽も出荷するという事態をむかえ、山口県、大分県、京都府という感染経路が解明されないまま、さらに全国的に広がる可能性を強めています。交通網の発達した日本の状況に照らしてみるならば、いまや高病原性インフルエンザが、47都道府県のどこでも、いつ発生してもおかしくない事態に直面しています。

発生を防ぐことに全力をあげることが重要です。そのためには、野鳥やネズミなどの侵入や接触を防ぐことが重要であり、禽類を飼育するすべての業者、個人がそのための対策をとることが必要です。

さらに、高病原性インフルエンザのウイルスを押さえ込むためには、鳥に対する感染性の強さからいって、発生した初動の対応が機敏に行なわれるかどうかはきわめて重要です。その点で、家畜伝染病予防法の機関委任事務を行っている各都道府県及び家畜保健所が、どれだけの緊張感を持ち、発生したときの体制を整えているかが、とりわけ重要なカギを握っています。

2、高病原性インフルエンザは、単に、鳥に対する感染症というだけでなく、現在のところは感染率が低いものの、ヒトに一度感染した場合は、病毒性の強いウイルスのため、致死率はきわめて高いという人畜共通感染症です。また、ヒトに対する感染が繰り返されると、そのウイルスがヒトからヒトへの感染力を獲得することにもなります。そうなった場合は、全世界で五億人、世界人口の約1割が死亡することになるとの試算も出されています。

ヒトへの感染を防ぐためには、高病原性インフルエンザの感染をいかに押さえ込むかが肝心な点です。同時に昨年高病原性インフルエンザが流行し感染の疑いが約450人に上ったオランダは、ワクチンや抗ウイルス薬を十分に準備することが必要だと訴えています。

3、ただし、ヒトへの感染は、それに感染した鶏肉や鶏卵を食べることではおこらず、あくまでも、ウイルスの汚染された鶏糞や羽毛などを吸い込むことによっておこるものであり、風評被害による鶏肉や鶏卵の販売被害は極力避けなければなりません。

4、以上の立場に立って、高病原性インフルエンザ対策について、次の諸点を要望します。

1) 実態調査について

県内の養鶏場（1000羽以上）及び小規模養鶏業者（1000羽以下）の実態を掌握すること。

県内の養鶏場及び小規模養鶏業者に対する立ち入り調査を行なうこと。

県内の養鶏場及び小規模養鶏業者に対する病死鶏の検査を行なうこと。

2) 予防対策について

韓国、日本などの鳥インフルエンザの鶏舎における発生状況について発生している鶏舎のタイプ、鶏舎内での発生個所と発生源となったと思われる動物などの情報を関係者に提供すること。

専門家の協力を得て、現地で養鶏業者の鶏舎の予防対策を直接指導すること。愛玩用の禽類について、野鳥などと触れないように対策をとるよう飼育者に周知徹底すること。

防鳥ネットや消毒の費用に公費助成すること。

県民に対する高病原性インフルエンザの正しい知識を広げること及び風評被害防止のための取り組みをすすめること。

3) 発生対策について

高病原性インフルエンザと疑われる病死鶏が出た際の初動の防疫マニュアルを市町村でもただちに確立するよう指導を徹底すること。

県及び家畜保健所の人員・体制について、高病原性インフルエンザが発生した場合に対応できるよう確立すること。

抗ウイルス剤タミフルやインフルエンザワクチンを十分に準備すること。

養鶏業者や養鶏場従業員に対する抗ウイルス剤やワクチン投与の準備をすすめること。

高病原性インフルエンザが発生したときに必要となる防御副や消毒液などの必要な備品を準備すること。

養鶏業者が廃業に追い込まれず再生産を保障するために、発生業者及び鶏肉・鶏卵の移動制限を受ける業者に対する補償制度の確立を国に求めること。県としても補償について最大限の努力をすること。

以上